

定期積金

平成24年10月22日現在

1. 商品名	・定期積金
2. ご利用いただける方	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・満期日指定方式・・・6ヵ月以上5年以内で1ヵ月単位で指定できます。
4. お預入れ方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	・定額式による分割受入で、原則、当座預金・普通預金からの自動振替による受入になります。 ・10,000円以上 ・1,000円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しできます。
6. 給付補填金 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課税	・当初契約時の店頭表示利率を満期日まで適用します。 なお、金利については店頭の金利表示ボードまたは窓口でご確認ください。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・給付補填金は、給付契約金と掛金総額の差額により計算します。 ・個人のお客さま 給付補填金に20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ・法人のお客さま 総合課税が適用されます。
7. 手数料	・定めはありません。
8. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
9. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
10. その他参考となる事項	・満期日以後のお利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べするかまたは1回分相当の掛金について遅延日数分を1年を365日とする日割計算による遅延利息を算出し、給付補填金より控除します。 ・掛金が払込日前に払込まれたときは、先掛割引金を先払日数により計算し給付補填金に加算します。 ・この預金は預金保険の対象商品であり、同保険の範囲内で保護されます。